



医 第 1977 号

令和元年 10 月 21 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部長医療課長

（公印省略）

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり、令和元年 10 月 16 日付医政発 1016 第 1 号及び政統発 1016 第 1 号で、厚生労働省医政局長及び同省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）から通知がありましたので、貴市所管医療機関に周知をいただきますようお願いします。

また、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先
法人指導グループ 伊藤
電話 (045) 210-1111 内線 4869

通知済み関係団体(各会員に周知依頼済み)

公益社団法人神奈川県医師会

一般社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

医政発1016第1号
政統発1016第1号
令和元年10月16日

各 都道府県知事
地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）
(公 印 省 略)

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（令和元年9月30日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成22年3月31日医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方をお願いする。

記

- | | |
|-------|--------------------------|
| HS030 | データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD） |
| HS032 | HL7 CDAに基づく退院時サマリー規約 |
| HS033 | 標準歯式コード仕様 |



保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について

1 厚生労働省標準規格の一覧

厚生労働省標準規格は、以下の規格等とする。

- ・ HS001 医薬品 HOT コードマスター
- ・ HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- ・ HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- ・ HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- ・ HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- ・ HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- ・ HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- ・ HS013 標準歯科病名マスター
- ・ HS014 臨床検査マスター
- ・ HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
- ・ HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針（JJ1017 指針）
- ・ HS022 JAHIS 処方データ交換規約
- ・ HS024 看護実践用語標準マスター
- ・ HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- ・ HS027 処方・注射オーダ標準用法規格
- ・ HS028 ISO 22077-1:2015 保健医療情報—医用波形フォーマット一パート1：符号化規則
- ・ HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD）
- ・ HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
- ・ HS032 HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約
- ・ HS033 標準歯式コード仕様

※ 二重下線部は、今回新たに厚生労働省標準規格として認定した規格

※ 破線部は、厚生労働省標準規格として認定した後に改定により変更のあった箇所

※ 規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照

<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格の実装について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」第5章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。